

令和3年6月21日

生徒の皆さんと
保護者の皆様へ

岡山県立倉敷工業高等学校
校長 安藤 正道

緊急事態宣言解除を受けた教育活動での対応について

本日付で岡山県に発出されていた新型コロナウイルス感染症の特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、県内の感染状況が「ステージⅡ」に引き下げられました。併せて、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準も「レベル2」に引き下げられました。

しかしながら、現在の感染の主流とされる変異株は生徒等へも感染力が強い可能性があることや、本県で6月21日から7月20日までリバウンド防止強化期間が設定されたことも踏まえ、これまで取り組んできた基本的な感染症対策をさらに徹底しながら、従来以上の危機意識を持つことが重要です。つきましては、今後の対応については、以下のとおりとさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後の対応について見直す場合がありますことを申し添えます。

記

1 感染リスクを下げる環境の確保等

(1) 毎朝の健康観察（これまでの対応から変更はありません）

- ・生徒本人及び同居の御家族に軽い風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても、登校させないでください。
- ・引き続き、登校前に生徒本人の検温結果及び健康状態に加えて、同居の御家族の健康状態も確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。なお、健康状態の把握ができていない場合は、登校時、別室で確認させていただきます。
- ・登校後に軽い風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても帰宅させます。医療機関等を受診し、自宅で療養するようお願いいたします。

(2) その他

マスクの着用、教室等の換気、手洗い・消毒の実施、食事の際の注意等、感染症対策を徹底します。なお、状況に応じてマスクをはずすなど、熱中症予防にも注意してください。

2 部活動

公式な大会や演奏会が控えている場合に限り、可能な限りの感染症対策を行った上で活動します。

3 出欠について

① 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は、次のとおりです。

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

○出席停止とする期間

- (1) については、保健所等が指示する日まで
- (2) については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
- (3) (4) については、症状がみられなくなるまで

② 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安は、次のとおりです。

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

③ 提出書類について

上記①(1)～(4)と上記②(1)については、「新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に係る欠席連絡票」を提出してください。上記②(2)については、事前に御相談いただき、場合に応じて「家庭学習願」の提出をよろしくお願ひします。

また、時差通学願を希望される場合についても、事前に御相談いただき、場合に応じて「時差通学願」の提出をお願いすることがございますので、御了解くださいますようお願いいたします。

これらの書式は、学校ホームページからダウンロードすることができますが、郵送等を希望される場合は御連絡ください。

【 本件問合せ先 】

岡山県立倉敷工業高等学校

教 頭 兼 森 俊 浩

副校長 栗 田 武 治

TEL (086) 422-0476

FAX (086) 422-9934